

平成 30 年 1 月 22 日
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

有価証券届出書の効力発生の有無について

下記ファンドの募集については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により、有価証券届出書を平成 30 年 1 月 5 日に関東財務局長に提出しており、平成 30 年 1 月 21 日にその届出の効力が生じております。

記

モビリティ・イノベーション・ファンド

以上